

第2期大船渡市公共施設等総合管理計画（案）及び第2期大船渡市公共施設等個別施設計画（案）に係る意見募集（パブリックコメント）の実施について

1 趣旨

市では、今後の施設の改修や更新に当たっての中長期的な見通しや、市が目指すべき方向を見据えた基本的な考え方を整理し、将来にわたり安心と活力ある公共施設の総合的な管理を進めることを目的に、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする、第2期大船渡市公共施設等総合管理計画（案）及び第2期大船渡市公共施設等個別施設計画（案）の策定を進めています。

この度、計画案を取りまとめたので、広く市民の皆さんから意見をいただき、より良い計画とするため、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

2 意見を募集する対象

- (1) 第2期大船渡市公共施設等総合管理計画（案）
- (2) 第2期大船渡市公共施設等個別施設計画（案）

3 意見募集期間

令和8年7月17日（金）から30日（木）まで

4 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所、又は事業所を有する人
- (3) 市内にある事務所、又は事業所に勤務する人
- (4) 市内にある学校に在学する人

5 資料の閲覧（配布）場所

市ホームページのほか、市民提言箱を設置している次の施設で閲覧できます。

- (1) 市役所本庁舎（市民ホール）
- (2) 市役所三陸支所
- (3) 綾里地域振興出張所
- (4) 吉浜地域振興出張所
- (5) 市総合福祉センター
- (6) カメリアホール
- (7) リアスホール
- (8) 市立博物館

6 意見の提出方法

閲覧場所に備え付けの意見書様式又は任意様式に、住所、氏名、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 大船渡市総務部財政課への直接持参
※土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後4時
- (2) 閲覧場所に設置している市民提言箱への投函
- (3) 大船渡市総務部財政課あてに郵送、電子メールにより提出
※課代表アドレス：ofu_zaisei@city.ofunato.iwate.jp

7 意見の取り扱い

- (1) 電話や口頭での意見提出、住所・氏名などの必要事項が明記されていない場合は、受け付けできません。
- (2) 提出された意見の概要（個人情報を除く）は公表します。なお、類似している意見は集約させていただきます。
- (3) 提出された意見書は返却しないほか、個別の回答は行いません。